



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	4

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表施設課の項に次の1号を加える。

(9) 施設の長寿命化の推進に関すること。

第5条の表施設課の項中「施設運営スタッフ」を「施設運営・長寿命化スタッフ」に改める。

第12条第1項の西部事務所の表中

「

管理課	
-----	--

を

」

「

管理課	管理係、工務係
-----	---------

に改める。

」

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条ただし書きを削る。

第19条第3項中「同条例第16条第1項」を「職員給与条例第16条」に改める。

第36条を次のように改める。

（任用期間に定めのある職員）

第36条 任用期間に定めのある職員の就業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、物品管理者は、企業出納員等に貯蔵品出納簿の修正を行わせるものとする。

第55条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定により、企業出納員等が貯蔵品出納簿の修正を行ったときは、たな卸明細表を添えて管理者へ報告しなければならない。

別表第1 電気事業会計勘定科目表の資産の部中

「

	共有者持分額（貸方）	
浜田川水力発電設備	土地	発電所用地 貯水用地 水路用地 道路用地 その他土地
	水源かん養林	
	建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造
	水路	えん堤 取水口 導水路 沈砂池 水槽 水圧管路 放水路 その他施設
	貯水池	えん堤 その他施設
	逆調整池	えん堤 その他施設
	機械装置	水車 発電機 主要変圧器

		諸装置	配電盤開閉装置 屋外鉄構 自動制御装置 その他機械装置
		備品	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他装置
		リース資産	車両運搬具
		リース資産減価償却累計額	船舶
		無形固定資産	工具器具及び備品
			水利権
			借地権
			地上権
			特許権
			施設利用権
			ダム使用权
			電話加入権
			営業権
			リース資産
			その他無形固定資産
		減価償却累計額	
		共有者持分額（貸方）	
	飯梨川第一水力発電設備		

を

「

		共有者持分額（貸方）	
	飯梨川第一水力発電設備		

に、「江津太陽光発電設備」を「江津浄水場太陽光発電設備」に改める。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。ただし、別表第1電気事業会計勘定科目表の資産の部の改正規定（「江津太陽光発電設備」を「江津浄水場太陽光発電設備」に改める部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第4号

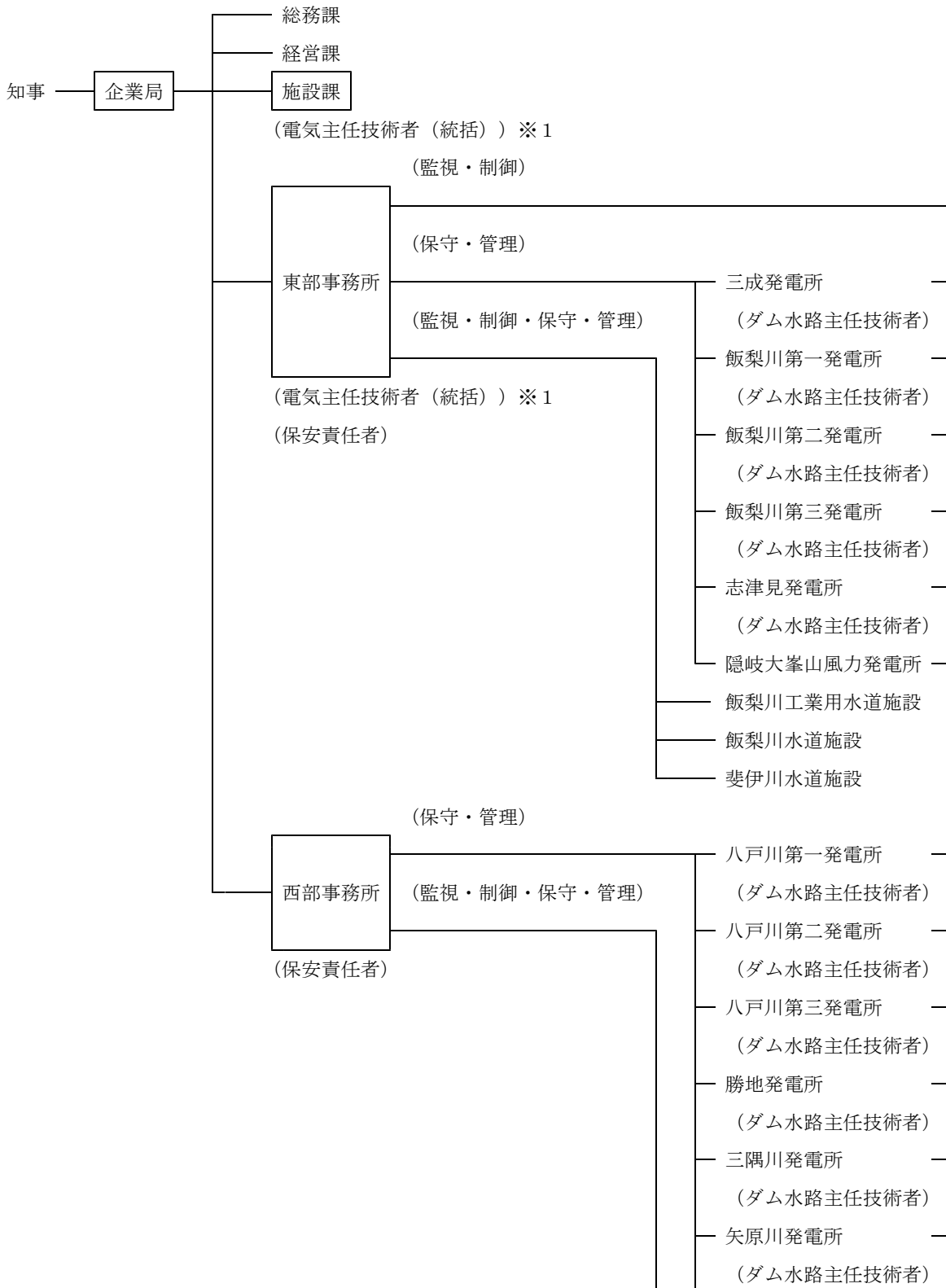
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保安管理組織



御部発電所 (ダム水路主任技術者)
江津高野山風力発電所
江津浄水場太陽光発電所 (電気主任技術者) ※2
江津地域拠点工業団地太陽光発電所 (電気主任技術者) ※2
三隅港臨海工業団地太陽光発電所 (電気主任技術者) ※2
石見空港太陽光発電所 (電気主任技術者) ※2
江の川工業用水道施設
江の川水道施設

注 印は、保安関係組織を示す。

※1 電気主任技術者（統括）は、本局又は東部事務所に配置する。

※2 太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。